

平成28年8月3日

『改正個人情報保護法Q&A』

～第1回 要配慮個人情報～

執筆者：渡邊 雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email [m-watanabe@miyake.gr.jp](mailto:m-watanabe@miyake.gr.jp)

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』<sup>1)</sup>）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

---

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「改正施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則（案）のこと。

Q 改正個人情報保護法では、機微情報（センシティブ情報）について、「要配慮個人情報」として定められるとのことですが、その具体的内容と規制について教えてください。

A 「要配慮個人情報」には、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が該当し、あらかじめ本人の同意を得ないで取得することが禁止されます。

### 【解説】

#### 1 改正の背景

EUデータ保護指令においては、機微情報（センシティブ情報）を取得することが原則として禁止されています。わが国としてEUから「充分性の認定」を得るためには、かかる定めを法律上定める必要があり、今回の改正へとつながりました。

#### 2 要配慮個人情報の定義と規制の概要

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます（改正法2条3項）。

個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはなりません（改正法17条2項）。

#### 3 要配慮個人情報に該当するもの

法律上、「要配慮個人情報」としては以下のものが定められています（改正法2条3項）。

- 1 人種
- 2 信条
- 3 社会的身分
- 4 病歴
- 5 犯罪の経歴
- 6 犯罪により害を被った事実
- 7 その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

立案担当者が執筆した「一問一答 平成27年改正個人情報保護法」（商事法務）21頁に

は、それぞれの意義について下記のとおり記載されています。

- 「人種」とは、人種、民族的又は種族的な出身を意味し、「アイヌ人」、「在日韓国・韓国人」のような情報がこれに該当します。単なる国籍は「人種」には該当しません。
- 「信条」は、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含みません。
- 「社会的身分」は、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味します。単なる職業的地位はこれに該当しません。
- 「病歴」は、病気に罹患した経歴を意味します。
- 「犯罪の経歴」は、いわゆる前科（有罪判決を受けこれが確定した事実）が該当します。
- 「犯罪により害を被った事実」には、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、一定の犯罪の被害を受けた事実を言います。

「政令で定める記述等」とは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とするとされています（改正施行令第2条）。

- ア 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- イ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
- ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- エ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- オ 本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

上記アの「個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害」とは、次に掲げる障害をいいます（規則案5条各号）。

- |   |   |
|---|---|
| a | 身体障害者福祉法における身体上の障害  |
| b | 知的障害者福祉法における知的障害  |
| c | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害（発達障害者支援法における発達障害を含み、2に掲げるものを除く。）                                      |
| d | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの |

上記のうち、アからウまでは、「病歴」に準ずるもの、エ及びオは、「犯罪の経歴」に準ずるものです。第10回個人情報保護委員会の資料によれば、それぞれが要配慮個人情報として指定された理由は以下のとおりです。

上記ア（障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害を含む。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条及び障害者の雇用の促進等に関する法律第35条等の他の法令においても、障害を理由とした差別や権利利益の侵害を禁止していることを勘案するものです。

上記イ（健康診断の結果、保健指導の内容）は、健康診断の結果等は、ある個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があることを勘案するものです。

上記ウ（診療情報、調剤情報）は、ある個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があることを勘案するものです。

なお、個人情報保護委員会の検討段階においては、「ゲノム情報」についても要配慮個人情報として規定することが検討されましたが、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は上記イの「健康診断その他の検査の結果」及び上記ウの「診療」にも含まれ、重ねて規定する必要はないことから、規定されていません。

上記エ（被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実）は、被疑者又は被告人として、刑事訴訟法に基づき、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起等の刑事手続を受けた事実は、有罪判決を受けていなくとも刑事手続を受けたのであれば、犯罪への関与があったものと強く推測され、社会から不利益な扱いを受けることが考えられることから、本人としては秘匿したいと考えることが一般的と考えられることを勘案したものです。

上記オ（非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実）は、非行少年として、少年法に基づき、調査、観護の措置、審判、保護処分等の一切の少年保護事件に関する手続等を受けた事実は、成人の場合における犯罪の経歴や刑事手続を受けた事実と同様に、差別

や偏見を生じさせ本人の更生を妨げ得るもの と考えられることを勘案するものです。なお、同様の観点から、少年法第 61 条において、家庭裁判所の審判に付された少年について本人であることが推知できるような記事等を出版物に掲載してはならない旨を規定しています。

#### 4 要配慮個人情報に関する規制

##### (1) 適正な取得

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはなりません（改正法 17 条 2 項、改正施行令案 7 条、改正規則案 6 条）。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法 76 条 1 項各号に掲げる者（例：報道機関が特定の個人の信仰や全かに触れる報道をする場合）、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における保護法 76 条 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- ⑥ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- ⑦ 委託、事業承継、共同利用（保護法 23 条 5 項各号）において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

上記①の「法令に基づく場合」の「法令」には、日本の法令のみがこれに該当し、外国の法令はこれに該当しないものと考えられます。外国の法令に基づく場合（例えば、外国の行政当局の要請）は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」といった他の例外に該当しない限り認められません。

上記⑥（本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合）の例外は、ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するものです。外形から明らかであるため、本人に

とって社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることは想定していると考えられます。もっとも、取得した要配慮個人情報を本人の知らないうちに第三者に提供されることがないように、第三者に提供するに当たっては、本人の同意を要することとしています。

上記⑦（委託、事業承継、共同利用（保護法 23 条 5 項各号）において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき）は、提供する者は、保護法 23 条 5 項により本人の同意なく要配慮個人情報を提供することができる一方（下記（2）参照）で、受領する側は取得することについて本人の同意を得なければならないこととなり、取扱いが非対称となることを勘案するものです。

## （2）第三者提供の制限

個人情報取扱事業者は、個人データである要配慮個人情報を第三者に提供する場合、原則として、本人の事前の同意が必要となります（改正法 23 条 1 項本文）。

要配慮個人情報以外の個人データ同様に、要配慮個人情報であっても、法令に基づく場合等の第三者提供の例外（保護法 23 条 1 項各号）や委託、事業承継、共同利用による個人データの提供（同条 5 項各号）の場合には、本人の同意は必要となりません。

しかしながら、要配慮個人情報以外の個人データでは認められるオプトアウトの手続（保護法 23 条 2 項～4 項）の適用は認められません。これは、オプトアウト手続については、法に定める一定の手続をとったとしても、実際には本人が明確に認識できないうちに個人データが第三者に提供されるおそれがあるため、情報の性質上慎重な取扱いが求められる要配慮個人情報にはかかる取扱いを認めないものとしたのです。

## （3）その他の取扱い

上記の（1）及び（2）の取扱いを除いて、要配慮個人情報以外の個人データの取扱いと異なることはありません。

たとえば、要配慮個人データであっても、関連性を有する範囲内で利用目的を変更することは認められます（改正法 15 条 2 項）。

また、匿名加工情報に加工して第三者提供をすることも認められます。

## （4）経過措置

要配慮個人情報の取扱いについては、特に経過措置は設けられていません。

したがって、改正個人情報保護法の施行日以降に取得をする要配慮個人情報について、上記（1）の適正な取得の取扱いをすれば足り、従前取得済みの要配慮個人情報については、上記（2）の第三者提供の制限についてのみ留意すれば足りると考えられます。

## 5 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」における機微（センシティブ

## ブ) 情報の取扱いとの比較

銀行、保険会社、金融商品取引業者等の金融機関に関しては、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」<sup>2</sup>（以下「金融庁ガイドライン」といいます。）において、以下のとおり、機微（センシティブ）情報として以下のとおり規制が置かれているところです。

### 第6条 機微（センシティブ）情報について

1 金融分野における個人情報取扱事業者は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑤ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合
- ⑥ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑦ 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合
- ⑧ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

2 金融分野における個人情報取扱事業者は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/01.pdf>



(1) 対象となる情報

改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」と金融庁ガイドラインの「機微（センシティブ情報）」を比較すると以下のとおりです。

要配慮個人情報 (改正個人情報保護法)	機微（センシティブ）情報 (金融庁ガイドライン)
①人種 ②信条 ③社会的身分 ④病歴 ⑤犯罪の経歴 <u>⑥犯罪により害を被った事実</u> ⑦身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等の心身の機能の障害があること。 ⑧本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果 ⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。 <u>⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</u> <u>⑪本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</u>	ア 政治的見解 イ 信教（宗教、思想及び信条をいう。） ウ <u>労働組合への加盟</u> エ 人種 オ 民族 カ 門地 キ <u>本籍地</u> ク 保健医療 ケ <u>性生活</u> コ 犯罪歴に関する情報

要配慮個人情報に該当するが機微（センシティブ）情報に該当しないもの	機微（センシティブ）情報に該当するが要配慮個人情報に該当しないもの
⑥犯罪により害を被った事実	ウ 労働組合への加盟
⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	キ 本籍地
⑪本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	ケ 性生活

「要配慮個人情報」に該当するが、「機微（センシティブ）情報」に該当しないものは、上記⑥・⑦・⑩・⑪の情報であると考えられます。他方、「機微（センシティブ）情報」に該当するが、「要配慮個人情報」に該当しないものは、上記ウ・キ・ケの情報であると考えられます。

「要配慮個人情報」の一つである「人種」（①）は、人種、民族的又は種族的な出身を広く意味するので、「機微（センシティブ）情報」の「人種」（エ）のほか「民族」（オ）も含むものと考えられます。

「要配慮個人情報」の一つである「信条」（②）は、「個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むので、「機微（センシティブ）情報」の一つである「信教（宗教、思想及び信条をいう。）」（イ）を含むものと考えられます。また、「政治的見解」（ア）も「信条」に含まれるものと考えられます。これに対して、「機微（センシティブ）情報」である「労働組合への加盟」（ウ）及び「性生活」（ク）は、いずれも信条を推知させる情報に過ぎず、「信条」（②）には該当しないと考えられます。

「要配慮個人情報」の一つである「社会的身分」（③）は、主として、ある個人にその境遇として固着して、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味します。「機微（センシティブ）情報」の一つである「門地」（カ）は、人の出生によって当然に生じる社会的地位のことで、いわゆる「家柄」とか「生れ」がこれにあたります。したがって、「門地」（カ）は、「社会的身分」（③）に含まれると考えられます。これに対して、「本籍」（キ）は、場合によっては社会的身分を推知させる情報に過ぎず、「社会的身分」（③）には該当しないと考えられます。

「機微（センシティブ）情報」の一つである「保健医療」（ク）は、「要配慮個人情報」である「病歴」（④）及び病歴に準ずる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等の心身の機能の障害があること」（⑦）、「本人に対して医師等により行われた疾病の予防

及び早期発見のための健康診断等の結果」(⑧)、「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」(⑨)を含むものと考えられます。

「要配慮個人情報」の一つである「犯罪の経歴」(⑤)は、「機微(センシティブ)情報」の一つである「犯罪歴に関する情報」(コ)と同義であると考えられます。「要配慮個人情報」に該当する「犯罪により害を被った事実」(⑥)、「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。」(⑩)、「本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと」(⑪)は、「機微(センシティブ)情報」には該当しないものと考えられます。

## (2) 取扱いの原則

要配慮個人情報 (改正個人情報保護法)	機微(センシティブ)情報 (金融庁ガイドライン)
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで取得禁止。</li> <li>➤ 利用制限はなし。</li> <li>➤ 第三者提供の制限はオプトアウトが禁止される点のみ他の個人データと異なる。</li> </ul>	<p>原則として、取得、利用又は第三者提供禁止。</p>

改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」については、原則としてあらかじめ本人の同意を得ない取得を禁止していますが、利用制限は特になく、個人データである要配慮個人情報については第三者提供の制限がある点のみ要配慮個人情報以外の個人データと異なります。

他方、金融庁ガイドラインの「機微(センシティブ)情報」については、原則として、取得、利用又は第三者提供のいずれも禁止されます。

以上のとおり、「機微(センシティブ)情報」の取扱いの原則は、「要配慮個人情報」の取扱いの原則よりも格段に厳しいのです。

### (3) 取扱いの例外

上記(2)のとおり、金融庁ガイドラインの「機微(センシティブ)情報」は、原則として、取得、利用又は第三者提供がいずれも禁止されるため、例外は比較的広く認められています。

「要配慮個人情報」の例外の一つである「法令に基づく場合」(①)は日本の法令のみが該当すると考えられますが、「機微(センシティブ)情報」の「法令等に基づく場合」(ア)は外国の法令に基づく場合も含まれると考えられます。

「要配慮個人情報」の例外である②から④までは、「機微(センシティブ)情報」の例外であるイからエまでに相当すると考えられますが、「要配慮個人情報」については「本人の同意を得るのが困難であるとき」(②)や「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(③・④)という、「機微(センシティブ)情報」にはない限定があります。

なお、「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合」(カ)は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」(イ)の具体例であると考えられます。また、「源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合」(オ)は、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」(エ)の具体例であると考えられます。

「要配慮個人情報」の例外である⑤から⑦までの例外は「機微(センシティブ)情報」にはない例外です。

「機微(センシティブ)情報」のキ及びクの例外は、本人の同意がある場合であり、「要配慮個人情報」においても当然に取得・利用・提供が認められる場合です。

要配慮個人情報 (改正個人情報保護法)	機微（センシティブ）情報 (金融庁ガイドライン)
<p>① 法令に基づく場合</p> <p>② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、保護法76条1項各号に掲げる者（例：報道機関が特定の個人の信仰や全かに触れる報道をする場合）、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における保護法76条1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合</p> <p>⑥ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</p> <p>⑦ 委託、事業承継、共同利用（保護法23条5項各号）において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p>	<p>ア 法令等に基づく場合</p> <p>イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合</p> <p>ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合</p> <p>エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p> <p>オ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合</p> <p>カ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合</p> <p>キ 保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合</p> <p>ク 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合</p>

（４）改正個人情報保護法の施行後の実務上の取扱い

金融機関としては、改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」と金融庁ガイドラインの「機微（センシティブ）情報」の両方について取扱い上の措置が必要となります。

上記（１）の「対象となる情報」については、「要配慮個人情報」のうち「機微（センシティブ）情報」に該当しないもの（「犯罪により害を被った事実」、「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行わ

れたこと」「本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと」)についても今後は、「機微（センシティブ）情報」として考えていくべきでしょう。

上記（２）の「取扱いの原則」については、従前どおり、厳格な金融庁ガイドラインにしたがって、原則として、取得、利用又は第三者提供禁止されると考える必要があります。

上記（３）の「取扱いの例外」については、「要配慮個人情報」と「機微（センシティブ）情報」の双方の取扱いの例外を満たす場合しか認められないと考えるべきです。したがって、上記（３）のイからカまでの例外については、今後は、「本人の同意を得るのが困難であるとき」、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」といった限定の下でなされる必要があります。

また、「要配慮個人情報」の取扱いの例外であるものの「機微（センシティブ）情報」の取扱いの例外ではない上記（３）の⑤から⑦までの例外は認められないものと考えられます。

## 6 本人確認書類の取扱いの留意点

「要配慮個人情報」を取得するに際して本人の同意を得るのは困難を伴う場合も多く、また、不要な情報を取得すべきではないので、本人確認書類において要配慮情報が記載されたものがある場合、マスキング（塗りつぶし）をすることを検討すべきです。

また、「要配慮個人情報」ではないものの、従来から「機微（センシティブ）情報」と考えられてきた「本籍」、「国籍」、「臓器提供意思確認欄」などもマスキングをすることが考えられます。

さらに、番号法で取得が制限されている「個人番号」、住民基本台帳法で取得が制限されている「住民票コード」、国民年金法で取得が制限されている「基礎年金番号」についても取得しないように留意が必要です。

本人確認書類	取扱検討事項	備考
個人番号カード	「臓器提供意思確認欄」（表面）	「個人番号」の記載されている裏面のコピーは取得すべきでない。 「個人番号」の記録も避けるべき (番号法で取得制限)
通知カード	番号法上の取得制限の観点で、そもそも本人確認書類として用いるのは適当でない。	—
住民票の写し	「本籍」、「国籍」、「出生地」、「住民票コード」、「個人番号」	「個人番号」「住民票コード」が記載されている場合はこれらの記載もマスキングすべき。（「個人番号」は番号法で取得制限、「住民票コード」は住民基本台帳法で取得制限）
運転免許証	「免許証の条件等欄」 「臓器提供意思確認書欄」	
パスポート	「本籍」、「国籍」	
身体障害者手帳	「障害名」、「障害等級」、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」	
健康保険証	「通院歴」、「臓器提供意思確認書欄」	
年金手帳	—	「基礎年金番号」の記載されているページのコピーを取った場合は「基礎年金番号」の記載をマスキングすべき。（「基礎年金番号」は国民年金法で取得制限）